

# 岐阜県公報

第二千三百十九号  
平成二十一年四月十四日

(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
建築基準法に基づく道路の位置指定  
保安林の指定施業要件の変更

(治山課) 二八三  
(建築指導課) 二八五  
(揖斐農林事務所) 二八六

### 公示

県営土地改良事業計画の決定  
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等  
県営土地改良事業の換地計画の決定

(農地計画課) 二八七  
(同) 二八七  
(同) 二八七

## 告示

岐阜県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
高山市漆垣内町一二七四、一二七五
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市神崎字夏坂八八一、八八五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市火打字鈴ヶ洞九四〇、九四二、九四四から九四九まで、九五一から九五三まで

岐阜県知事 古 田 肇

で、九七七の二から九七七の五まで、九七七の七、九七八の二から九七八の四まで、字桑原九九五、九九六、一〇〇五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字鈴ヶ洞九七八の一、字桑原九九五、九九六、一〇〇五の一

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町黒川字松山八二二七の三六、八二二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第 二 百 八 十 二 号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡東白川村五加字警積敷三三五七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字警積敷三三五七の一（次の図に示す部分に限る。）  
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第 二 百 八 十 三 号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指定番号	年指 月日 定
羽島市竹鼻町狐六字円福三七二番四	四・〇〇	三・九五	岐建築第一 三号の二	平成 二〇・四・四
山県市大字西深瀬字落東九五番一	四・八〇 四・七五	三・五〇	岐建築第一 二号の一五	平成 二〇・一・一三
瑞穂市牛牧字札木八二五番四及び八二六番一	四・〇〇	三・二〇	岐建築第一 二号の一六	同 一・一五
同 市瑞穂字東原七八二番四	四・一五	三・一六	岐建築第一 二号の一七	同 二・一六
羽島市上中町長間字北外二九七八番一	四・二〇	三・一六	岐建築第一 二号の一八	同 三・二
瑞穂市牛牧字宮上三七番四	四・三	三・〇三	岐建築第一 二号の一九	同 二・一六
羽島市福寿町平方字坪之内三九四番四	四・六〇	三・九	岐建築第一 二号の二〇	同 三・四
同 市竹鼻町狐六字光浄寺八九四番四	四・一五	三・五〇	岐建築第一 二号の二一	同 三・二四
瑞穂市瑞穂字野口一〇八一番一	四・〇〇	三・元	岐建築第一 二号の二二	同 三・三三
同	四・〇〇	三・七〇	同	同

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延 長 率 (メートル)	指定番号	年指 月日 定
同	四・〇〇	三・七〇	同	同



三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次 of 森林については、主伐は、択伐による。  
字善南寺山三三四四の二(次 of 図に示す部分に限る。)
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次 of 図」及び「次 of とおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
下呂南部地区	下呂庁舎前掲示場	平成二一・五四・一四から 同 五四・一八まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定により次

の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を中津川市長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
蛭川地区	中津川市役所	平成二一・五四・一四から 同 五四・一八まで

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業輪之内南部地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間  
平成二十一年四月十四日から  
同 年五月十八日まで
- 二 縦覧場所  
輪之内役場

平成二十一年四月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社